

平成24年8月29日

むかわ町長 山口 憲 造 様

むかわ町まちづくり委員会  
委員長 数 矢 伸 二



「むかわ町まちづくり基本条例」について（答申）

平成24年8月27日付け、む政推号で諮問のありました「むかわ町まちづくり基本条例」について、当委員会で、慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

- 1 むかわ町における協働のまちづくりと情報の共有の推進、さらにはコミュニティ活動の充実を基本とした町民、行政等の役割や責務について「（仮称）むかわ町まちづくり基本条例」により定めることが適当である。  
なお、条例の制定にあたり、次の点に留意願いたい。
  - ① 「まちづくりの主体は町民である」ことから、この条例の意味内容が町民に正しく認識されるよう、平易でわかりやすい解説書を作成すること。
  - ② 提出した条例素案の検討にあたっては、町民説明会や意見聴取の機会を設け、幅広く町民の意見を求めること。
  - ③ この条例を将来へ引き継ぐためには、次代を担う子ども達が条例の主旨や制度を正しく理解することが必要であることから、小学校及び中学校の授業でこの条例を学習する機会を設けること。
  
- 2 「（仮称）むかわ町まちづくり基本条例」素案については、別紙のとおりとし、この条例に基づく町民主体のまちづくりの推進を図っていただきたい。

# **仮称) むかわ町まちづくり基本条例素案**

**平成24年8月**

**むかわ町まちづくり委員会**

## 目 次

むかわ町まちづくり基本条例体系図	2	第7章 議 会	18
前 文	3	第26条 議会の設置	18
第1章 総 則	4	第27条 議会の役割	18
第1条 目的	4	第28条 議会の権限	18
第2条 用語の定義	4	第29条 議会の責務	19
第3条 基本理念	6	第30条 議員の責務	19
第4条 基本原則	7	第31条 議会運営	19
第2章 情報共有	8	第8章 行 政	20
第5条 情報共有の基本	8	第32条 行政の基本	20
第6条 情報提供	8	第33条 行政の役割と責務	20
第7条 説明責任	8	第34条 町長の設置	20
第8条 情報公開	8	第35条 町長の責務	21
第9条 個人情報の保護	9	第36条 行政職員の責務	21
第10条 町民の意見	9	第9章 行財政運営の原則	22
第3章 町民参加と協働	9	第37条 まちづくり計画	22
第11条 町民参加の基本	9	第38条 財政運営	22
第12条 町民参加の推進	10	第39条 行政評価	23
第13条 町民参加の方法	12	第40条 行政手続	23
第14条 提出された意見等の取扱	12	第41条 政策法務	23
第15条 審議会等の委員の選任	13	第42条 危機管理	24
第16条 協働の推進	13	第10章 交流・連携	24
第4章 住民投票	14	第43条 町外の様々な人々との 連携及び協力	24
第17条 住民投票	14	第44条 国及び北海道との連携と 協力	24
第18条 住民投票の請求及び発議	14	第45条 他の市町村との連携と協力	25
第5章 町 民	15	第11章 条例の見直し	25
第19条 町民の基本姿勢と役割	15	第46条 条例の見直し	25
第20条 町民の権利	16	第12章 最高規範	26
第21条 事業者の役割	16	第47条 最高規範	26
第6章 コミュニティ	17	第13章 委任	26
第22条 コミュニティの定義	17	第48条 委任	26
第23条 コミュニティの役割	17		
第24条 町民とコミュニティ	17		
第25条 行政とコミュニティ	18		

## 条例全体の構造



## 【前文】

むかわ町は、きれいな空気を生む緑豊かな森林（もり）と全国でも屈指の清流度を誇る一級河川鶴川（かわ）が、多くの水産資源を育てる雄大な太平洋（うみ）にそそぎ、豊かな作物の実りと恵みをもたらす大地（つち）に田園風景が広がる緑豊かな自然にまつまれました。

わたしたちは、先人のたゆまぬ努力によって培われてきた歴史と伝統を大切にするとともに豊かな自然を財産として守り続け、このまちに住んで良かった、いつまでも住み続けたいと実感し、豊かな自然の中で安心して健康に生き活きとした生活を営めるまちづくりを進めていかなければなりません。

わたしたちは、地域の課題を解決し、まちを豊かにするのはわたしたち自身であるという強い意志をもって、自ら考え、行動し、将来にわたり力を合わせ、協働の精神のもと、人も自然も輝き、まち全体が健康であるまちづくりを進めていきます。

ここに、協働によるまちづくりを進めるためのあるべき自治の姿と仕組みを制度として確立し、これを守り育てながら未来を担う子どもたちに引き継ぐため、むかわ町まちづくり基本条例を定めます。

## 【 解説と考え方 】

◆条例の導入部分で、条例制定にあたっての背景と趣旨を明らかにしています。

① まちの自然風土、地勢を簡単に記載しています。

→森林、川、海、大地と、恵まれた自然をむかわ町が有していることを表しています。

本町の平地部分は豊かな農作物を育てる耕地と人々が生活する町並みが形成されており、森・川・海の恵まれた自然の恩恵を多く受けています。

ここでは、このようなむかわ町の平地部分を大地（つち）と表現をしています。

② 先人が築いてきたむかわ町の歴史や伝統を大切にし、豊かな自然を財産として守り、今後めざすべきまちづくりの姿勢と進め方を明記しています。

→まちづくり計画の目指すべき将来像「人と自然が輝く清流と健康のまち」が考え方の基本となっています。

③ 協働によるまちづくりの仕組みをまちづくり基本条例という形で制度化することを宣言しています。

④ 前文の中で用いられている「わたしたち」は、町民、議会及び行政を示しています。

→第1章総則 第2条で用語を定義します。

⑤ 「まちづくり」と「自治」

→「まちづくり」は、住みやすいまちをつくるための活動や取り組みを示しており、この条例では、まちづくりに対する考え方とそのための方策を規定します。

「自治」については、広辞苑で「自分や自分たちに関することを自らの責任において処理することとされています」が、この考え方をまちづくりを進めるための仕組みとして規定します。〔※この条例では、「まちづくり」に「自治」の考え方を反映します。〕

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、むかわ町のまちづくりに関する基本理念及び基本原則を定めるとともに、協働によるまちづくりを推進するため、町民、議会、行政の役割と責務を明らかにし、町民主体によるまちづくりを実現することを目的とします。

### 【 解説と考え方 】

- ① むかわ町まちづくり基本条例を定める基本的な目的を定めています。
- ② まちづくりに関する基本理念と基本原則を定める旨を定義しています。  
→〔基本理念〕町の共通の価値（理想）～根本の考え方  
〔基本原則〕具体的な手段～共通の基本的なきまり
- ③ 町民、議会、行政それぞれの役割と責務を明らかにする旨を定義しています。
- ④ 協働によるまちづくりを進めるための基本的な事項と制度を定めることを規定しています。
- ⑤ 町民はまちづくりの一部を議会や行政に信託していますが、あくまでもまちづくりの主体は町民であることを確認するために「町民主体のまちづくりを実現すること」を目的としています。

また、「町民主体によるまちづくり」とは、「自らのまちは、自らの手でつくる」という意識を持ち、町民が主役となって自主的な判断と責任に基づいてまちづくりを進めることを示しています。そのためには、厳しい社会情勢を跳ね返し、むかわ町特有の「個性」を活かしていくことが必要であり、町民・議会・行政の三者が共通の認識を持って連携して、地域課題を解決し、地域としての価値を創造していくというまちづくりの考え方です。

なお、主体とは、まちづくりを進める主要な構成、中心であることを示します。

- ⑥ 「協働によるまちづくり」とは、町民、議会及び行政がそれぞれの役割分担をし、互いに力と知恵を合わせて、課題等の解決に向けた検討や行動を行うことを示しています。

### (用語の定義)

第2条 この条例において使用する用語の定義は次のとおりとします。

- (1) 町民 町内に住所を有する人（以下「住民」という。）、町内で働く人、学ぶ人及び町内で事業活動その他の活動を営む人並びに団体をいいます。
- (2) 議会 選挙で選ばれた町議会議員によって構成する議事機関をいいます。
- (3) 行政 町長及び執行機関をいいます。
- (4) 執行機関 町長部局、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (5) 町政 議会と行政が担う自治の領域をいいます。

- (6) 政策 まちづくりの推進と町民の生活向上を実現するために企画及び立案される町政における方針、方策、その他これに類するものをいいます。
- (7) 自治 わたしたち自身が課題や問題を自主的な判断で決めて、自らの責任において行動し、そしてその結果に責任を持つことをいいます。
- (8) まちづくり 住みよいむかわ町をつくるための公共的な活動をいいます。
- (9) 協働 町民、議会及び行政がそれぞれ役割分担をするとともに互いに知恵と力を合わせ、同じ目的に向かって協力し、行動することをいいます。
- (10) わたしたち 町民、議会及び行政の三者を示しています。
- (11) まちづくり計画 むかわ町の長期的な発展の方向として基本理念と将来像を明らかにし、その目標達成のために必要な政策の実施方法を示し、具体化するための総合的な計画をいいます。

【 解説と考え方 】

- ① 「町民」は、むかわ町に住所を有する人だけではなく、町内の事業所で働く人や町内の学校に通学する人、生涯学習活動を行う人など、むかわ町に関わりのある人を広く定義しています。

これは、地域社会が抱える様々な課題の解決やまちづくりを進めていくためには、むかわ町に関係する幅広い人々の参画と協働が必要であるという考え方からです。

なお、通常は条文では「〇〇する者」と記載していますが、口語文の柔らかい表現とするために「〇〇する人」と記載しています。

※ 一時的に来町する観光客や交流人口の取り組みによる来町者はこの中に含まれません。→ 本条例の第 43 条第 1 項及び第 2 項に取扱いを規定しています。

- ② 「議会」について定義をしています。

- ③ 「行政」について定義をしています。

「町長」については、町を代表する独任制の執行機関にして、市町村の組織を統括・代表し、また、事務を管理し執行すると地方自治法で規定されています。

このことから、この条文の「町長」については、町長個人のことではなく、町長が代表する組織のことを示しています。

- ④ 第 3 号の「執行機関」について定義をしています。

ここで示す執行機関とは、地方自治法 138 条の 3 に規定する町長のもとに置かれる町長部局と同法 138 条の 4、同法第 180 条の 5 第 1 項及び第 3 項に規定する行政委員会である教育委員会、選挙管理委員会、監査委員などの執行機関を示しています。

また、地方自治法で執行機関の事務を行うために補助機関として副町長、教育長、会計管理者、職員等を置くことが規定されていますので、行政職員もこの中に含まれます。

- ⑤ 「町政」について定義をしています。

議会と行政が町民から信託され、担う「自治」の一部の領域。

⑥ 「政策」について定義しています。

⑦ 「自治」について定義しています。

→「自治」を強調する場合に「まちづくり」という表現を使わずに使用します。

広辞苑では、「自治」を「自分や自分たちに関することを自主的な判断で自らの責任において処理すること」と定義されていますが、本条例では、むかわ町の課題や問題を町民、議会、行政が自らそれぞれの立場や連携をして解決していくことを表現しています。

⑧ 「まちづくり」については、住みやすいまちをつくるための活動や取り組みを示しています。なお、まちづくりの中には、「自治」の考え方も含めます。

⑨ 「協働」について定義しています。

⑩ 「わたしたち」について、定義しています。

但し、条文によっては、「町民」、「議会」、「行政」の立場を明確に規定する場合があります、その際は個別の用語を使用します。

⑪ 「まちづくり計画」について定義しています。

むかわ町では、むかわ町の最上位の計画として「むかわ町まちづくり計画」を位置づけています。

#### (基本理念)

第3条 わたしたちは、次にかかげる事項によってまちづくりを進めることを基本とします。

- (1) わたしたちは、まちづくりの主体は町民であるということを踏まえて、自らの手で自らのまちを創造する意志を明確にし、考え、行動し、互いに支え合い、安心して暮らせる住みよいむかわ町の実現をめざします。
- (2) わたしたちは、協働の精神を大切にして、課題を見だし、解決に努め、常に進歩するまちづくりをめざします。
- (3) わたしたちは、まちづくりを次世代に引き継いでいく持続可能なむかわ町の創造をめざします。

#### 【 解説と考え方 】

むかわ町の「まちづくり」における根本の考え方を「基本理念」として定めています。

① 「まちづくり」は、町民が主体であり、町民自らがまちづくりに関わっていくことにより、住みよいむかわ町の実現が図られるとの考え方です。

また、自らの手で新しいものや新しい考え方を生み出し、まちづくりに反映していく考え方から「創造」という言葉を使用しています。

② 「まちづくり」を進める上で、「協働」の精神を大切にしていくことが必要であるとの考え方を定めています。

③ 次の世代へ引き継いでいくために、まちづくりに対する基本的な考え方と進め方を次の世代へ引き継いでいけるようなむかわ町の創造を取り組みとまちのあり方を示しています。



(基本原則)

第4条 わたしたちは、次にかかげる原則に基づきまちづくりを推進します。

- (1) 町民主体の原則 町民は、まちづくりの主体であり、まちづくりの一部を議会及び行政へ信託します。
- (2) 情報共有の原則 わたしたちは、まちづくりに関する情報を共有します。
- (3) 町民参加と協働の原則 まちづくりは、町民の主体的な参加の下に行われることを基本とし、わたしたちは、お互いを理解し、それぞれの役割と責任において、協働してまちづくりを行います。

【 解説と考え方 】

基本理念を実現するための共通の基本的なきまりを3つの原則として定めています。

- ① 「町民主体の原則」は、むかわ町のまちづくりを進める上で、最も基本となるものです。

第3条の基本理念の条項にも規定されているとおり、まちづくりは町民が主体であり、そのまちづくりの主体である町民からの信託により、町政が成り立っていることを定めています。

※ 町政は、まちづくりの一部を選挙という制度を通じて、議会と町長に町民が信託（信用して任せること）したものです。これによって町民、議会、行政の基本的な関係を明らかにし、町政はこの原則に従って運営されることとなります。

なお、選挙は住民により行われますが、一方でこの条例に定める住民以外にむかわ町に関わりを持つ人々も選挙で選ばれた議会議員や町長を信頼し、まちづくりへ様々な形で関わりをもつこととしていることから、町民がまちづくりの一部を信託すると規定しています。

- ② 町民が自ら考え、判断し、行動するためには、正しい情報は欠くことはできません。町民がまちづくりに参加する意欲や興味を持ち、実際に参加するためには、議会や行政が持っているまちづくりに関する情報を提供する必要があります。また、逆に町民が持っているまちづくりに関する情報を提供してもらうことにより、町民、議会、行政の間で、情報の共有が図られるとともに、行政が気づかなかった新しいまちづくりに対する考え方や取り組みが期待されます。このため、情報共有を原則として定めています。
- ③ まちづくりは、町民の主体的な参加と町民、議会、行政がお互いを理解し、互いに知恵を出し合い協力してまちづくりを進めることを参加と協働の原則として定めています。

## 第2章 情報共有

(情報共有の基本)

第5条 わたしたちは、互いにまちづくりに関する情報を伝え合い、情報の共有が町民主体のまちづくりの根源であることを認識することを基本とします。

### 【 解説と考え方 】

第5条第2号で定めている「情報共有の原則」を情報共有の基本として、町民、議会、行政が互いに情報を伝え合い、情報共有がまちづくりの根源であることを定めています。

(情報提供)

第6条 議会及び行政は、この条例の基本理念の実現を図るため、町政に関する情報を適切な時期に適切な方法で、町民にわかりやすく伝えます。

2 町民は、まちづくりに必要な情報を議会及び行政へ積極的に伝えます。

### 【 解説と考え方 】

議会及び行政は、基本理念に基づき、まちづくりに必要な情報を提供時期や方法も考慮し、町民にわかりやすく伝えることを定めています。

また、町民もまちづくりに必要な情報を議会及び行政に対して積極的に伝えていくことを定めています。

※ 第4条の解説と考え方も参照。

※ 適切な時期→町民が考えたり、判断したり、行動するために必要な時期。

※ 適切な方法→町広報だけではなく、例えば伝える情報によっては、説明会や出前講座等による対応など。

(説明責任)

第7条 議会及び行政は、町政に関する情報を町民にわかりやすく説明し、町民から説明を求められた場合には、誠実に対応します。

### 【 解説と考え方 】

議会及び行政は、町民から信託されてまちづくりの一部を担っていることから、町政に関する情報を町民にわかりやすく説明する責任と義務があることを定めています。

(情報公開)

第8条 町民は、町政に関する情報の開示を求める権利があります。

2 議会及び行政は、町民から町政に関する情報の開示を求められたときは、別に条例で定めるところにより、情報を公開します。

### 【 解説と考え方 】

① 情報共有のための具体的な制度として、情報公開に関する制度を定めています。

② 情報公開に関する詳細な規定は、別に定める条例に委任することとしています。

→ [むかわ町情報公開条例 (平成18年3月27日条例第14号)]

(個人情報保護)

第9条 議会及び行政は、個人の権利や利益が侵害されないよう、その保有する個人情報について、別に条例で定めるところにより、適正な保護を図ります。

【 解説と考え方 】

個人情報保護を図るための具体的な制度について定めています。

情報を積極的に提供する一方で、個人の権利利益を保護しなければならないことや収集した個人情報に関しては、適正な管理のために必要な措置をとることとしており、詳細な規定は、別に定める条例に委任することとしています。

→〔むかわ町個人情報保護条例（平成18年3月27日条例第15号）〕

(町民の意見)

第10条 行政は、まちづくりに関する町民の意見、提言及び要望等（以下「意見等」という。）に対し、迅速かつ誠実に対応するとともに、町政に反映するよう努めます。

2 行政は、前項で寄せられた町民の意見等への対応経過についての記録を共有し、適切に管理するための制度の整備に努めます。

【 解説と考え方 】

① 行政は町民から寄せられるまちづくりに関する様々な意見、提言、要望等に対して誠実に対応し、寄せられた意見等を町政に反映するよう努めることを定めています。

→※ 町民の意見、提言及び要望等を町民の「意見等」と定義しました。

② 行政は、町民の意見等の対応経過について、行政の内部で記録を共有し、適切に管理するための制度整備に努めることを定めています。

→例えば、電話等受理簿による対応経過等の記録保存と行政内部の回付等

### 第3章 町民参加と協働

(町民参加の基本)

第11条 町民は、まちづくりの主体として、自主的・自発的にまちづくりに参加することを基本とします。

2 議会及び行政は、広く町民の意見を求め、町政に町民の意志を反映することを基本とします。

3 議会及び行政は、町政へ広く町民が参加する機会を保障します。

4 議会及び行政は、町民が町政への参加又は不参加を理由として不利益を受けないよう配慮します。

5 次世代の担い手である満20歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしい方法により町政に参加できます。

## 【 解説と考え方 】

町民参加の基本的な考え方を示しています。

- ① 町民がまちづくりの主体であり、自主的・自発的にまちづくりに参加することが基本であることを定めています。
- ② 議会及び行政は、まちづくりを進める上で、町政に町民の意思を反映することを定めています。
- ③ 議会及び行政は、町民から信託されたまちづくりの領域である町政への参加機会を保障することを定めています。  
ここでいう「保障」とは、権利として保護し守ることを示しています。  
→具体的には、次の条項に町民参加を求める事項（まちづくり計画の策定等）について定めています。
- ④ 町民の町政への参加機会を保障する一方で、町民は参加しないという自由も持っています。参加する又は参加しないことにより、不利益を受けることがないよう配慮することを定めています。  
→ 参加しなかったことによるペナルティ等を科すような特別な不利益を与えないように配慮することが必要。
- ⑤ 将来のむかわ町のことを見据えたときに、未来を担っていくのは青少年や子どもたちの意見も取り入れていく必要があります。そのために青少年や子どもたちがそれぞれの年齢にふさわしい方法により町政に参加できることを定めています。

### (町民参加の推進)

第12条 行政は、次の事項を実施するときは、町民の参加を推進し、町民の意志を尊重します。

- (1) まちづくり計画及び分野別の基本的な計画の策定又は見直し
- (2) 町民に義務を課し、又は町民の権利を制限することを内容とする条例の制定、改正又は廃止
- (3) 広く町民が利用する公の施設の利用方法に関する事項
- (4) 公の施設の新設、改良又は廃止
- (5) 行政が行う事務及び事業を効果的かつ効率的に推進するための行政評価
- (6) 町民の生活に大きな影響を及ぼす施策の決定
- (7) 前各号のほか、町民参加が有効と認められる事項

2 行政は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、町民参加を求めないことができます。

- (1) 軽微なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 行政内部の事務処理に関するもの
- (4) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの
- (5) 前各号のほか、別に規則に定めるところによる常に町民参加を求めることが困難若しくは不適當である事項

## 【 解説と考え方 】

行政が町民参加を求める事項について定めています。

- ① まちづくり計画は、むかわ町の長期的、総合的な方向性を定めるものであり、町民と行政がまちの将来に対する共通の目標や認識を持って策定又は見直しを行うことが必要であることから町民参加の対象としています。

また、分野別の基本的な計画とは、長期的な視点に立ち、総合的な方針や政策等を定める計画を指しており、具体的には高齢者保健福祉計画、都市計画マスタープラン、住宅マスタープラン、次世代育成支援行動計画等が該当します。

- ② 町民に義務を課し、又は町民の権利を制限することを内容とする条例とは、町民個人の活動や事業者等が行う活動に禁止行為や制限を設けるなど、規制を課すような町民の権利義務にかかわる条例をいいます。具体的には、他自治体で制定されている「たばこのポイ捨て禁止条例」「自転車放置防止に関する条例」等が該当します。

- ③ 公の施設とは役場庁舎も含め、図書館、体育施設等、住民の福祉を増進する目的をもって設置された施設等のことをいいます。

利用時間や休館日等の利用方法を決定する際や施設の新設、改良又は廃止の際に町民参加を求めることを定めています。

なお、施設の改良とは、施設の増設や機能の向上又は変更を示しており、老朽化に伴う設備改修など維持を目的とする場合は、改良にあたりません。

- ④ 行政評価の実施については、町民参加により行います。
- ⑤ 町民の生活に大きな影響を及ぼす施策を決定する場合は、町民参加の対象とします。他の自治体の例では、市町村合併の是非を決定する場合等が該当します。
- ⑥ 第2項では、町民参加を求めない事項を定めています。

- ・ 「軽微なもの」とは、条例等の字句修正等、町民参加を求めるまでもないものをいいます。
- ・ 「緊急に行わなければならないもの」とは、意思の決定に迅速性が求められ、町民参加による意思決定をするまでの時間がないものをいいます。  
具体的には、災害等の対応などが該当します。
- ・ 「行政内部の事務処理に関するもの」とは、行政の組織や会計、職員人事など行政が自らの責任で決定すべき事項のことをいいます。
- ・ 「法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの」とは、法令に一定の基準が定められていて、その基準に基づいて実施する場合をいいます。
- ・ 町民参加を求めることが困難な事項を別に規則に委任することができることを定めています。

(町民参加の方法)

第 13 条 行政は、前条第 1 項に規定する事項を実施するときは、次の各号のいずれか又は複数の方法により、適切な時期に町民参加を求めます。

- (1) 審議会等の開催
- (2) 意見交換会の実施
- (3) 町民意見の公募
- (4) アンケート調査の実施
- (5) その他適切な方法

【 解説と考え方 】

町民参加の具体的な方法を定めています。行政は、規定する方法の中からいずれか又は複数の方法を用いて参加を求めることとしています。

このうち「審議会等」とは、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に規定する、法律又は条例に基づいて設置された附属機関及びこれ以外のもので、知識経験を有する者等の意見を聴取し、政策に反映させることを目的として、規則、要綱等に基づき設置されたものをいいます。

(提出された意見等の取扱い)

第 14 条 行政は、町民参加によって寄せられた意見及び提案等（以下「意見等」という。）を総合的に検討し、政策等への反映に努めます。

2 行政は、意見等の検討を終えたときは、速やかに次の事項を公表します。ただし、別に条例で定めるところにより公表することが適当でないと認められるときは、この限りではありません。

- (1) 意見等の内容
- (2) 意見等の検討結果及びその理由

【 解説と考え方 】

- ① 行政が町民から単に意見等を聴くだけではなく、町民から寄せられた意見等の実現の可能性を総合的に検討し、政策や行政の事務に反映するよう努めることを定めています。
- ② 町民から寄せられた意見等の検討結果を公表することとしています。ただし、意見等の中に個人情報や第三者の利益を害するおそれがあるもの、公序良俗に反するものなど公表することが適当でない情報が含まれている場合は公表しないこととしています。

(審議会等の委員の選任)

第 15 条 行政は、町政に公平かつ広く町民の意見が反映されるよう審議会等の委員の選任について、次の事項に配慮します。

- (1) 委員の構成は、性別及び年代の別等に配慮し、多面的な審議が確保されるよう留意します。
- (2) 正当な理由があるときを除き、委員の一部を町民から公募します。
- (3) 幅広く人材を確保するため、委員の就任期間又は他の審議会等との重複を避けるように配慮します。

【 解説と考え方 】

多様な意見を審議会等における議論に反映させ、会議の公平性や透明性を高めるとともに、幅広く町民参加を進めるため、委員の選任については性別、年代、職域、地域などの委員構成や公募委員が含まれることなどに配慮することを定めています。

また、同一の委員が長期にわたって就任したり、審議会等の委員が特定の町民に偏ってしまわないよう、委員選任にあたっては配慮することを定めています。

(協働の推進)

第 16 条 わたしたちは、まちづくりにおける課題を解決するため、相互理解と信頼関係のもと、協働の推進に努めます。

- 2 行政は、町民との協働を推進するために、町民の自主性及び自立性を損なわないように配慮するとともに、協働の推進に必要な支援と制度の整備に努めます。

【 解説と考え方 】

① 町民、議会、行政の 3 者がお互いに理解し、信頼をして協働の推進に努めることを定めています。

② 協働の推進を行うにあたり、まちづくりの主体である町民の自主性や自立性を損なわないように配慮するとともに、行政は資金面に限らず、情報の提供、人材育成、活動のための環境づくりなど、様々な方法で支援を行うことを定めています。

ここでいう「自主性」とは、自らの判断で行動することをいいます。また、「自立性」については、他者に依存しないで自らの力で物事を行うことをいいます。

この条文に規定する協働を担う町民側の主体としては、自治会や町内会、ボランティア団体等に参加する町民があげられます。行政は、これらの協働の主体に対して、自主性と自立性を損なわないようにしなければなりません。

## 第4章 住民投票

(住民投票)

- 第17条 町長は、町政に関わる重要事項について、住民の意思を直接確認する必要があるときは、議会の議決を経て、条例による住民投票の制度を設けることができます。
- 2 住民投票に参加できる者の資格及びその他住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めます。
  - 3 町民、議会及び町長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

### 【 解説と考え方 】

町政に関する重要な事項については、住民の意思を直接確認するため、住民投票を実施することができることを定めています。

住民投票の実施については、必要がある都度、条例を定める「個別設置型住民投票制度」としています。

※ 「個別設置型住民投票制度」とは、住民の意思を確認する必要がある都度、住民の直接請求や議会又は町長の住民投票条例案の提出により、議会の議決を経て制定されるものです。

※ 住民投票の投票者の範囲については、むかわ町に住所を有する者に限ることとしています。(この条例で規定する町民の場合は、範囲が広く把握が困難であるため、町民投票ではなく、住民投票としています。)

(住民投票の請求及び発議)

- 第18条 議会の議員及び町長の選挙権を有する住民は、法の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、住民投票条例の制定を町長に請求することができます。
- 2 議会の議員は、法の定めるところにより、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て、住民投票条例の制定を議会に発議することができます。
  - 3 町長は、住民投票条例の制定を議案として議会に提出することができます。

### 【 解説と考え方 】

① 住民投票の住民の請求、議員の発議、町長の提案を規定しており、制度の基本は地方自治法に基づくこととしています。

- ・住民の50分の1 →地方自治法第74条で規定されています。
- ・議員定数の12分の1 →地方自治法第112条で規定されています。

② 町長は、自らの判断で住民投票条例を議案として提出できることを定めています。



## 第5章 町 民

(町民の基本姿勢と役割)

第19条 町民は、むかわ町のまちづくりの主体として自ら考え行動し、積極的に町政及び地域活動に参加するように努めます。

2 町民は、互いの自由と人格を尊重し合い、公共のきまりを守り、連携し、協力してまちづくりに努めます。

3 町民は、まちづくりに関して、自らの知識や技術を積極的に発揮するとともに、発言及び行動に責任を持つよう努めます。

4 町民は、行政サービスを受けるために必要な負担を負うことを原則とします。

5 町民は、関係する機関、団体等と連携して、子どもの安全の確保と教育の充実に努め、次代を担う子どもたちの健やかな成長を支えるため、町民ぐるみの子育ての推進に努めます。

### 【 解説と考え方 】

- ① 町民のまちづくりに対する基本的な姿勢と役割について定めています。
- ② 町民はお互いに自由と人格を尊重し、連携、協力してまちづくりに取り組むことを定めています。
- ③ 町民はまちづくりに関して、自らの知識や技術を発揮するとともに、自らの発言や行動に責任を持つことを定めています。
- ④ 行政サービスを受ける権利を有する一方、サービスを受けるために必要な負担を負うことを定めています。

「行政サービス」とは、国や地方公共団体が集めた税金等を用いて、国民や地域住民に対して行う奉仕活動や役務のことをいいます。

具体的には、戸籍などの手続、年金、子育て支援、福祉、ゴミ処理や公共施設の運営など、行政が提供しているサービス全般のことをいいます。

また、サービスを受けるために「必要な負担」とは、地方税のみならず、分担金、使用料、手数料、受益者負担金など、法令又は条例などの定めるところによって町民に課す全ての負担を意味します。

※ サービスとは→相手のために気を配ってつくすこと。提供すること。

- ⑤ まちの宝である子どもたちを健やかに成長させるため、まち全体で育て守る役割を町民が有していることを定めています。

(町民の権利)

第 20 条 町民は、町政に関する情報について、知る権利を有します。

- 2 町民は、町政に参加する権利を有します。
- 3 町民は、行政サービスを受ける権利を有します。
- 4 町民は、まちづくりへの参加又は不参加を理由に不利益な扱いを受けません。

【 解説と考え方 】

町民がまちづくりに積極的に関わるためには、町民の権利が保障されていることが重要です。

この条項では、まちづくりにおける町民の権利について定めています。

なお、この条項で規定する権利は、他人へ主張するものではなく、町民自らが参加できる自由を有していることを定めています。

- ① 町民は、町政に関する情報を知る権利を有していることを定めています。
- ② 町民は、政策の形成及び立案、執行、評価等の各段階において参加できる権利を有していることを定めています。
- ③ 町民が行政サービスを受ける権利を受ける権利を有していることを定めています。  
※ 行政サービスについては、第 19 条の解説と考え方を参照。
- ④ 町民がまちづくりへの参加又は不参加を理由に不利益を受けない権利を有していることを定めています。

町民参加は「権利」であって、「義務」ではありません。まちづくりに参加する権利を行使しないことで、不利益な取扱いを受けないことを定めています。

なお、本条例第 11 条第 4 項において、「議会及び行政は、町民が町政への参加又は不参加を理由として不利益を受けないよう配慮します。」とありますが、これは、議会及び行政の対応を規定したものです。

(事業者の役割)

第 21 条 事業者とは、その本拠の有無に関わらず、町内で事業活動を行う者をいいます。

- 2 事業者は、事業活動を行うにあたり、自然環境及び生活環境に配慮するよう努めます。
- 3 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、従業員の行う地域活動にも配慮して、町民が行うまちづくり活動を尊重するとともに地域社会との調和を図り、住みよい地域社会の実現に寄与するよう努めます。

【 解説と考え方 】

まちづくりにおける事業者の役割について定めています。

事業者も地域社会の一員として位置づけられることから、事業者に対し、まちづくりへの配慮を求めています。

→自然環境、生活環境への配慮や従業員のまちづくり活動への理解等を定めています。

## 第6章 コミュニティ

(コミュニティの定義)

第22条 コミュニティとは、町民が互いに助け合い、心豊かな生活を送ることを目的として、自主的に結ばれた多様な組織及び集団をいいます。

### 【 解説と考え方 】

コミュニティの定義について定めています。

「自主的に結ばれた多様な組織及び集団」とは、多様な人と人のつながりを基礎として、共通の目的を持ち、地域社会にかかわりながら活動する組織や団体、グループ、人の集まりのことをいいます。

具体的には町内会、自治会、ボランティア団体、NPO法人、その他特定の目的のために活動する団体を示しています。

この条例では、町内で活動する営利団体もコミュニティに含めます。ただし、反社会的団体や組織は含まれません。

(コミュニティの役割)

第23条 コミュニティは地域社会において自らできることを考え、行動し、地域の課題の解決に向けて取り組むように努めます。

2 コミュニティは、町民相互のつながりを大切にし、多くの町民が参加しやすい環境づくりに努めます。

3 コミュニティは、地域の課題解決のためコミュニティ相互の連携や行政と協働し、活動の充実に努めます。

### 【 解説と考え方 】

コミュニティの役割について定めています。

コミュニティは、まちづくり活動の重要な担い手として、地域の課題解決に向けた取り組み、参加しやすい環境づくり、課題解決に向けた取り組みとして相互連携、行政との協働に努めることを規定しています。

(町民とコミュニティ)

第24条 町民は、互いに助け合い、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現のため、コミュニティの役割を認識するとともに、積極的に参加し、コミュニティを守り育てるように努めます。

### 【 解説と考え方 】

コミュニティは、町民の参加や協力がなければ成立しないことから、町民がコミュニティの役割を理解し、参加、守り育てるよう努めることを定めています。

(行政とコミュニティ)

第 25 条 行政は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重して連携を図るとともに、コミュニティ活動を推進するために必要な支援を行います。

【 解説と考え方 】

行政は、コミュニティ活動の自主性、自立性を損なわないように連携を図るとともに、資金や人材育成、情報提供等の支援を行うことを定めています。

この条文で示す「自主性及び自立性」とは、本条例第 16 条第 2 項と同様の考え方で、「自主性」は、自らの判断で行動することをいい、「自立性」については、他者に依存しないで自らの力で物事を行うことをいいます。

## 第 7 章 議 会

(議会の設置)

第 26 条 町民の信託に基づき、町民の代表機関として、議会を置きます。

【 解説と考え方 】

議会の設置について定めています。

「議会の設置」については、地方自治法によって定められた当たり前の制度ですが、この条例の基本原則「町民主体の原則（第 4 条第 1 号）」で、町民はまちづくりの一部を議会に信託すると規定していますので、あらためて定義をしています。

(議会の役割)

第 27 条 議会は、討論を基本とし、会議における活発にして自由な討議をする機会の拡充に努めます。  
2 議会は、議決による意思決定の過程及び妥当性を町民に明示します。

【 解説と考え方 】

議会の役割について定めています。

議会は議事機関であり、自由な討議の機会を拡充するとともに、議決に至る過程や妥当性について町民に説明することを定めています。

なお、自由な討議とは、議員間の自由討議を示しています。

(議会の権限)

第 28 条 議会は、むかわ町の条例、予算、決算、財産及び町政運営の基本的な事項に関わる意思決定を行う権限を有します。  
2 議会は、行政の事務に関する監査請求や調査等の監視の権限を有します。

【 解説と考え方 】

議会の権限について定めています。

議会が有する権限は多岐にわたり、その内容は地方自治法に定められていますが、この条項では、代表的な権限について定めています。

(議会の責務)

第 29 条 議会は、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、将来に向けたまちづくりの展望をもって、課題を的確に把握し、活動する責務を有します。

2 議会は、広く町民の意見を聴取し、議会運営について町民に説明する責務を有します。

【 解説と考え方 】

議会の責務について定めています。

議会は基本的な責任と義務として、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、将来に向けたまちづくりの課題を的確に把握して、活動することを責任と義務としています。また、町民の意見を聴取するとともに議会運営について町民に説明する責任と義務があると定めています。

(議員の責務)

第 30 条 議員は、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、町民の信託に対する自らの責任を果たす責務を有します。

2 議員は、まちづくりの推進と町民の生活向上を目指し、常に政策の提案に努めます。

3 議員は、政策立案能力、自治立法能力及び審議能力等を高めるため、常に自己研鑽に努めます。

4 議員は、政治倫理に基づいた公正かつ誠実な活動に努めます。

5 議員は、むかわ町全体のまちづくりの視点をもって、的確な判断、活動を行うよう努めます。

【 解説と考え方 】

議員は、この条例の基本理念、基本原則及び制度及び制度を遵守し、議員がはたすべき責任と義務について定めています。

議員には、むかわ町の様々な課題を解決するための政策立案や自治立法に関する能力、議会を活発な討議の場とするための審議能力の向上とともに、広くむかわ町全体をとらえる視点、公職に就く者としての高い倫理感と公正かつ誠実な活動が望まれており、これらのあるべき姿について定めています。

(議会運営)

第 31 条 議会は、情報共有及び町民参加を図り、開かれた議会をめざします。

2 議会の会議は、公開とします。ただし、公開することが適当でないときは、非公開とすることができます。

3 議会は、会期外においても町民の意思の反映を図るため、町民との対話の機会を設けるように努めます。

【 解説と考え方 】

議会運営の基本的な事項について定めています。

町民との情報共有と議会への町民参加を進めることにより、開かれた議会をめざすことを定めています。

## 第8章 行政

(行政の基本)

第32条 行政は、この条例の基本理念、基本原則及び制度に基づき、協働によるまちづくりを推進するため、情報の共有と町民参加を図り、町民及び議会と連携協力して町政を執行することを基本とします。

### 【 解説と考え方 】

行政に求められる基本的な考え方について定めています。

行政は、この条例を遵守するとともに町政を進める上では、常に町民及び議会と連携協力し、情報共有と町民参加を基本とした運営を行うことを定めています。

(行政の役割と責務)

第33条 行政は、条例、予算、その他議会の議決に基づく事務、法令、規則及びその他の規定に基づく事務を適正に管理し、執行します。

2 行政は自らの判断と責任において、効果的かつ効率的に町政を執行します。

### 【 解説と考え方 】

行政の基本的な役割と責務を定めています。

① 行政は、地方自治法第96条第1項に規定する議会の議決に基づく事務や事業、法律、条例、規則等に基づく事務や事業を適正に管理し執行することを定めています。

② 行政は、行政が持つ権限と責任において判断し、効果的かつ効率的に町政を執行することを定めています。

(町長の設置)

第34条 町民の信託に基づき、むかわ町の代表機関として、町長を置きます。

### 【 解説と考え方 】

議会と同様に、この条例の基本原則「町民主体の原則（第4条第1号）」にもとづき、町民はまちづくりの一部を行政に信託すると規定していますので、町を代表する独任制の執行機関にして、行政を統括・代表し、また、事務を管理し執行する「町長」をむかわ町の代表機関として、設置することをあらためて定義しています。

(町長の責務)

第 35 条 町長は、この条例の基本原則及び制度を遵守し、基本理念を実現するため、町民の信託に応え、公正かつ誠実にまちづくりを推進する責務を有します。

2 町長は、常に職員を適切に指揮監督し、町民の意向や政策課題に的確に対応できる知識と能力を持った人材の育成を図り、効率的な組織体制を整備する責務を有します。

【 解説と考え方 】

町長の責務について定めています。

- ① むかわ町を代表する町長は、町民の信託に応えるため、公正かつ誠実にまちづくりに取り組む責任と義務を有することを定めています。
- ② 町長は、職員を適正に指揮監督し、町政を担うための的確な知識と能力を持った職員の育成を図るとともに効率的な組織体制を整備する責任と義務を有することを定めています。

(行政職員の責務)

第 36 条 行政の職員は、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、常に町民の視点に立ち、公正かつ適正に職務を遂行する責務を有します。

2 行政の職員は、自らも町民の一員であることを認識し、職務を遂行します。

3 行政の職員は、まちづくりの課題に対応するため、互いに職場内の連携を図るとともに、町民の意向や政策課題に的確に対応するため、自ら政策形成能力の向上に努めます。

【 解説と考え方 】

行政職員としての責務を定めています。

- ① 行政の職員は、この条例の基本理念、基本原則及び制度及び制度を遵守し、全体の奉仕者として、常に町民の視点に立ち、公正かつ適正に職務を遂行する責任と義務を有していることを定めています。
- ② 行政の職員もまちづくりの主体である町民のひとりであることを認識して、職務を行うことを定めています。
- ③ 行政の職員は町政を推進する上で、職場内での連携ことと、町民の意向を把握し、政策課題に的確に対応するための能力と資質が求められており、自らが資質向上に向け、研鑽することを定めています。

## 第9章 行財政運営の原則

(まちづくり計画)

第37条 行政は、むかわ町の目指す将来の姿を明らかにし、その実現に向けた総合的かつ計画的なまちづくりを推進するため、まちづくり計画を策定します。

2 行政は、まちづくり計画を最上位の計画と位置付け、行政が行う政策は法令の規定によるもの及び緊急を要するものを除き、まちづくり計画に基づいて実施します。

3 各分野の政策を実現するために策定する計画及び実施にあたっては、まちづくり計画との整合を図ります。

### 【 解説と考え方 】

行政は、総合的かつ計画的なまちづくりを行うため、まちづくり計画を策定するとともに、まちづくり計画に基づいて政策を執行することを定めています。

また、むかわ町が定める他の計画の内容とまちづくり計画の内容と整合を図ることにより、まちづくり計画が行政計画の最上位であることを位置づけています。

※ なお、まちづくり計画及び分野別の主要な計画の策定や見直し等については、町民参加により行うことをこの条例の第12条第1号で定めています。

(財政運営)

第38条 行政は、まちづくり計画に基づいて予算を編成し、中長期的な財政見通しに留意しながら計画的かつ健全な財政運営を図ります。

2 行政は、予算及び決算並びに財政状況等について、わかりやすく適切な方法により、公表します。

### 【 解説と考え方 】

まちづくり計画に基づく予算編成と中長期的な展望に立った健全な財政運営を図ることを定めています。

また、情報の共有の観点から予算及び決算並びに財政状況等について、わかりやすく適切な方法により公表することを明記しています。



(行政評価)

第 39 条 行政は、効果的かつ効率的な町政を進めるため、行政が行う事務及び事業についての行政評価の仕組みを確立し、まちづくり計画に掲げた将来像の実現と住民サービスの向上を図ります。

2 行政は、町民参加による行政評価を実施するとともに、評価結果に関する情報をわかりやすく公表し、その結果を予算、事務及び事業へ反映します。

【 解説と考え方 】

現在、行政評価に関する制度はありませんが、行政が行う施策や事務事業などについて、効果的かつ効率的に実施されているかを明らかにする本制度の確立に向けて取り組むこととしており、行政評価を制度として位置づけ、その結果を町民にわかりやすく公表するとともに予算編成や事務及び事業に反映させることを定めています。

「計画→実施→評価→改善」のサイクルを確立し、業務の改善に結びつけていこうとするものです。

(行政手続)

第 40 条 行政は、町民の権利利益の保護を図るため、処分、行政指導及び届出に関する手続を明らかにし、公正の確保と透明性の向上を図ります。

2 前項に関して必要な事項は、別に条例で定めます。

【 解説と考え方 】

行政が行う許可、認可や不利益処分に関するルールをあらかじめ定めることにより、町民の権利利益の保護を図ることを定めています。

行政手続に関する具体的な事項は、別に定める条例に委任することとしています。

→〔むかわ町行政手続条例（平成 18 年 3 月 27 日むかわ町条例第 16 号）〕

(政策法務)

第 41 条 行政は、むかわ町の振興及び特定の課題を解決するために必要な政策を実現するため、必要に応じてその政策の実現に向けた条例等の制定、改正又は廃止を行うとともに、法令等を自主的かつ適正に解釈し、運用します。

【 解説と考え方 】

政策法務とは、まちづくりに関する政策を実現するために必要な条例や規則などの法整備を行うことです。この条項ではこのことを定めています。

また、この条例の第 34 条第 2 項の「行政の役割と責務」に規定されているように、地域主権の流れの中で、行政は自らの判断と責任において個性豊かな政策を実現するための条例や規則等を整備することがますます重要となってくることから運用方法についても定めています。

(危機管理)

第 42 条 行政は、町民の生命及び財産等を守り、暮らしの安全を確保するとともに、災害等の緊急時において総合的かつ機能的な活動が図れるよう危機管理体制を整備します。

2 行政は、災害時において町民及び関係機関等と連携し、速やかに状況を把握するとともに必要な措置を講じます。

3 町民は、緊急時において相互に助け合い、行動できるよう日頃から防災等に対する意識の高揚を図り、行政と一丸となった協力体制の整備に努めます。

4 町民と行政は、あらゆる危機へ対応するため、常に連携及び協力をしていきます。

【 解説と考え方 】

危機管理について定めています。

町民の生命及び財産を守ることは、行財政運営において重要な分野の一つです。

行政においては、計画にもとづいた危機管理体制はもちろんのこと、緊急的な災害発生時における危機管理にも対応することを定めています。

また、危機管理を行ううえで、町民と行政は協力体制の整備に努めるとともに、常に連携し協力することを定めています。

第 10 章 交流・連携

(町外の様々な人々との連携及び協力)

第 43 条 わたしたちは、社会、経済、観光、環境、教育等様々な分野において、町外の様々な人々との連携及び協力を図ります。

2 わたしたちは、町外の様々な人々との交流を深め、その活動によってもたらされる経験、知識及び情報等をまちづくりに活かすように努めます。

【 解説と考え方 】

町民、議会及び行政は、人や情報などの流れが活発となっている現在、様々な分野で町外の個人、団体等と連携及び協力を図り、これら様々な人々からの知恵や意見等をまちづくりに活かしていくことを定めています。

町外の様々な人々との交流及び連携は、むかわ町に関わりのあるふるさと会をはじめ、道内外、国内外のあらゆる人々との交流等を示しています。

(国及び北海道との連携と協力)

第 44 条 議会及び行政は、国及び北海道と対等の関係にあることを踏まえ、互いの役割分担を明確にし、課題の解決を図るため連携及び協力をしていきます。

【 解説と考え方 】

むかわ町と国及び北海道との連携及び協力について定めています。

地方分権社会や地域主権の流れにふさわしい適切な役割分担、相互の連携及び協力により地方自治の拡充を図ることを定めています。

(他の市町村との連携と協力)

第 45 条 議会及び行政は、効率的な町政の推進や共通する課題を解決するため、他の市町村との広域的な連携の体制及び相互の信頼関係を確立し、互いの自主性を尊重しながら連携及び協力をしていきます。

【 解説と考え方 】

むかわ町と他の市町村との連携及び協力について定めています。

広域的な課題又は共通する課題の解決を図るために他の市町村と連携協力することを定めています。

一部事務組合や広域連携の取り組みも含まれます。

## 第 11 章 条例の見直し

(条例の見直し)

第 46 条 町長は、この条例の施行後 4 年を超えない期間ごとに、この条例がむかわ町にふさわしく、社会情勢に適合しているかを検討します。

2 町長は、前項に規定する検討にあたっては、むかわ町まちづくり委員会（平成 22 年 6 月 18 日 条例第 14 号）に必要な意見を求めます。

3 町長は、前 2 項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例とこの条例に基づく制度等の見直しが適当であると判断したときは必要な措置を行います。

【 解説と考え方 】

- ① この条例が社会情勢に適合しているかを定期的に見直す仕組みについて定めています。  
検討期間を 4 年を超えない期間ごととしたのは、町長は任期中、少なくとも 1 回は条例の内容について検討し、必要に応じて適宜条例の内容を見直すことを定めています。
- ② 条例及び条例にもとづく制度が適切に運用されているか、定期的を確認することが重要であるため、この条例を形だけにさせない仕組みとして、条例の見直しにあたっては、町長から「むかわ町まちづくり委員会」へ見直しについての諮問を行うことを定めています。
- ③ 検討の結果、この条例と条例にもとづく制度等の見直しの必要が生じたときは、必要な措置を行うことを定めています。

## 第12章 最高規範

(最高規範)

第47条 この条例は、むかわ町における自治の基本的事項を定める最高規範として位置づけます。

- 2 わたしたちは、まちづくりに関する全ての活動において、この条例を誠実に遵守しなければなりません。
- 3 議会及び行政は、他の条例及び規則等の制定改廃並びにまちづくりに関する計画の策定又は変更を行うときは、この条例の内容を遵守し、整合性を図らなければなりません。

### 【 解説と考え方 】

むかわ町まちづくり基本条例を「むかわ町における自治の基本的事項を定める最高規範」として位置づけており、町民、議会及び行政は、この条例を誠実に遵守することを定めています。

むかわ町まちづくり基本条例は、むかわ町の法体系の頂点に位置づけられることから、他の条例、規則等の制定、改正、廃止やまちづくり計画などむかわ町の基幹的な計画の策定、変更を行うときは、この条例の内容を遵守し、整合性を図ることを定めています。

この条項の「この条例の内容を遵守し」とは、この条例の基本原則及び情報共有、町民参加をはじめとした基本的な制度を守ることを意味しています。

## 第13章 委任

(委任)

第48条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定めま

す。

### 【 解説と考え方 】

むかわ町まちづくり基本条例の施行にあたり必要な事項を定める必要が生じた場合は、別途定める規則に委任することを定めています。

なお、緊急的に対応が必要となった場合やこの条例に規定している事項に不足が生じた場合が想定されます。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 年 月 日から施行します。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、この条例の規定と整合性を図らなければならない事項については、速やかに必要な措置を行います。

### 【 解説と考え方 】

附則では、むかわ町まちづくり基本条例の施行年月日を明記しています。

また、この条例の施行に伴い、この条例の規定と整合性を図る必要が生じた場合に關係条例等の改正等必要な措置を行うことを経過措置として定めています。

## むかわ町まちづくり基本条例素案策定経過

### 【平成 22 年度】

回	開催日	主 な 内 容
第 1 回	8 月 30 日	むかわ町まちづくり委員会の設置 ・町民参加と協働のまちづくりについて
第 2 回	10 月 28 日	まちづくり基本条例の設置状況と条例体系等について(学習)
第 3 回	12 月 13 日	まちづくり基本条例先進事例学習 (ニセコ町)
第 4 回	2 月 23 日	まちづくり計画策定に係るまちづくりの姿勢(目標)等についての協議
第 5 回	3 月 24 日	これからのまちづくりに関する提言の取りまとめ

### 【平成 23 年度】

回	開催日	主 な 内 容
第 1 回 ～ 第 7 回	8/2、11/21、 12/13、1/16、2/8、 2/20、3/21	むかわ町まちづくり計画策定協議 ・町民参加と協働のまちづくりについて →まちづくりに必要な制度等の検証

### 【平成 24 年度】

回	開催日	主 な 内 容
第 1 回	5 月 31 日	仮称) むかわ町まちづくり基本条例の制定に向けて ・まちづくり基本条例制定について ・先進地視察研修の実施について
	6 月 22 日	先進地視察研修～八雲町 委員 6 名、事務局 4 名
第 2 回	6 月 29 日	・まちづくり基本条例を構成する柱について ・まちづくり基本条例の制定に向けて(グループワーク)
第 3 回	7 月 11 日	・基本条例に盛り込むべき事項について →基本条例の体系図、基本的な項目等 ・条文たたき台の検討 →前文、目的、用語の定義、基本理念、基本原則等
第 4 回	7 月 31 日	・基本条例に盛り込むべき事項について →条文たたき台の検討(町民、コミュニティ等)
第 5 回	8 月 27 日	・まちづくり基本条例の内容について →答申書(案)、付帯意見について
	8 月 29 日	・仮称) むかわ町まちづくり基本条例(素案) 答申

## むかわ町まちづくり委員会名簿

◇任 期 平成 22 年 8 月 30 日～平成 24 年 8 月 29 日（2 年）

◇事務局 総務企画課政策推進グループ

〔50 音順・敬称略〕

役 職	氏 名	所 属 等	備 考
委 員	池 田 雄 治	穂別地域自治区地域協議会	
委 員	石 崎 小百合	農 業	
委 員	石 山 卓 映	商 業	
委 員	内 海 久 俊	農 業	
委 員	梅 津 博 子	主 婦	
委 員	大 澤 健 也	漁 業	
委 員	奥 野 恵美子	鷓川地域自治区地域協議会	
委 員	金 谷 仁	鷓川地域自治区地域協議会	
委 員	国 安 健 二	社会福祉法人	
委 員	榊 哲 夫	鷓川地域自治区地域協議会	鷓川地域協議会会長
委員長	数 矢 伸 二	自営業（商業）	
委 員	高 橋 金 正	穂別地域自治区地域協議会	穂別地域協議会会長
委 員	田 中 波留美	穂別地域自治区地域協議会	
委 員	辻 太 郎	鷓川地域自治区地域協議会	
委 員	豊 岡 義 博	穂別地域自治区地域協議会	穂別地域協議会副会長
委 員	中 井 弘	鷓川地域自治区地域協議会	H24 年 4 月末で退任
委 員	三 上 千江子	穂別地域自治区地域協議会	
委 員	山 下 裕 太	農 業	
委 員	山 谷 直 美	農 業	
副委員長	由 布 春 美	農 業・保健推進員	